

契約書

お名前_____（以下「甲」という。）Workout Red's（以下「乙」という。）は、パーソナルトレーニングの指導に関し、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）本契約は、甲の依頼に対して、乙がパーソナルトレーニングの指導を行なうことを目的とする。

第2条（期間）本契約は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの1年間とする。なお本契約の更新に関しては、本契約終了日の30日前までに甲乙協議して決定する。

第3条（指導場所、時間、業務内容、予約及びキャンセル方法）乙から甲へ指導する内容は次の通りとする。

指導場所：宮城県仙台市宮城野区原町5-5-8(必要に応じて外部)

指導時間：60分、90分、120分

指導内容：

- ・ジムフリー利用
- ・パーソナルトレーニング
- ・グループトレーニング
- ・セミパーソナルトレーニング
- ・チームトレーニング

予約及びキャンセル方法：電話、メール、ネットから予約・キャンセルとする。当日キャンセルは100%発生致します。

第4条（報酬）甲から乙へ支払う報酬は、金円 円/月（消費税込み）とする。

2 報酬の支払いは、乙の指定する銀行口座に、1ヵ月分を月初までに、甲の費用負担により振込むものとする。なお、振込日が土日祝日の場合、翌営業日とする。もしくは現金払い。

3 報酬の詳細は、別紙に規定する。

第5条（安全配慮義務）第3条に定める指導の実施中、乙は甲の身に怪我や事故が発生しないように十分配慮しなければならない。

第6条（機密情報及び個人情報）甲及び乙は、本契約に基づき業務上知り得た情報について、相手方の同意なく無断で、第三者に提供又は漏洩し、本契約以外の目的に利用してはならないものとする。また個人情報に関しても法令及び条例等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

第7条（解除）本契約は、その相手方に書面を持って通知し、受理された日から30日を経過した日に本契約を解除することができる。

2 その相手方に次の事項が生じた場合、書面を必要とせず、直ちに本契約を解除することができる。

- ①甲の乙に対する報酬の支払いが、理由なく遅滞したとき。
- ②理由なく30日以上行方が知れないとき。
- ③死亡。
- ④その他、本契約を継続することが不可能なとき。

3 本契約の解除により損害を被った場合、相手方に損害賠償の請求をすることができる。

第8条（協議）本契約に定めのない事項又は本契約の内容等に疑義が生じた場合には、その都度、甲、乙双方が民法をはじめとする法令等を踏まえ誠意をもって協議する。

第9条（契約内容の変更）本契約締結後に記載内容に変更が生じた場合は、甲、乙協議の上、書面に

新しい契約書を作成する。

上記の通り業務契約を締結し、その証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者（甲）

住所

氏名 印

受託者（乙）

住所宮城県仙台市宮城野区原町5-5-8

氏名 合同会社 ゼロイチ Workout Red's 代表伊藤良真 印